

非鉄金属製錬・精製業

適用する使用者

秋田県の地域内で非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属第1次製錬・精製業又は非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）に分類されるものに限る。）を営む使用者

適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

日本標準産業分類（平成19年11月改正）

E23 非鉄金属製造業

E230 管理、補助的経済活動を行う事業所（23非鉄金属製造業）

E2300 主として管理事務を行う本社等

E2309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

E231 非鉄金属第1次製錬・精製業

E2311 銅第1次製錬・精製業

E2312 亜鉛第1次製錬・精製業

E2319 その他の非鉄金属第1次製錬・精製業

E232 非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）

E2321 鉛第2次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）

E2322 アルミニウム第2次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）

E2329 その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）

E233 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）（秋田県最低賃金適用）

E234 電線・ケーブル製造業（秋田県最低賃金適用）

E235 非鉄金属素形材製造業（秋田県最低賃金適用）

E239 その他の非鉄金属製造業（秋田県最低賃金適用）

L7282 純粹持株会社